［削る］

別表第二号（第26条関係）

予　　算　　の　　科　　目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説　　明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送・配信関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入

二	受信料前受金			

とあるのは

二	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受信料前受金			

と、

二	国際催事放送権料引当金			

とあるのは

二	国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金			

と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは「国際催事放送権料引当金の増減額
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」とする。

（新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例）

3　経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第二号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　議決した事項の題名

二　第十八条第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

別表第二号（第26条関係）

予　　算　　の　　科　　目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説　　明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入